

陳 情 番 号	陳情第4号
件 名	迷惑行為防止条例の周知強化及び「安全・安心まちづくり」に資する市民団体としての位置づけに関する陳情
受付年月日	令和8年2月24日
回付委員会	総務委員会
<p>( 陳 情 要 旨 )</p> <p>近年、迷惑行為や生活トラブル、地域コミュニティの希薄化などにより、地域の安心及び安全が揺らいでいるとの声が高まっている。特に、生活ルールの認識の差や地域のつながりの弱体化により、日常的な迷惑行為が深刻化しやすい状況が生まれている。各都道府県が制定している迷惑行為防止条例は、市民の秩序維持やトラブルの未然防止に重要な役割を果たしているにもかかわらず、条例の存在や内容が十分に周知されていないため、条例で対応できることを知らない、または相談先が分からないといった声が多く寄せられている。</p> <p>そうしたことから、私たちNPO団体東海ポスティングチームは、地域の安心及び安全を守るため、県庁所在地の駅前における迷惑行為防止条例に係る周知チラシの毎月の配布、岐阜県、愛知県、群馬県等、各地域における同様の啓発活動の展開、群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」の使用許可を得た上での親しみやすい啓発物の作成、2022年度からの公式SNSを通じた全国的な周知活動、岐阜県安全・安心まちづくりボランティアや岐阜市ボランティアセンターへの登録といった取組を継続して実施している。これらの取組は、岐阜市が掲げる安全、安心なまちづくりの施策と方向性が一致しており、当団体と行政との協働によって、さらに効果を高めることができると考える。</p> <p>しかしながら、岐阜市における現行の市民活動団体登録制度は、5人以上の会員で構成されていること、代表者の氏名を公開すること、事業計画書及び予算書等を提出することなどの要件が定められており、当団体が実施しているような防犯、迷惑行為防止の啓発活動とは適合しづらい側面がある。そのため、岐阜市の既存制度に無理に当てはめるのではなく、岐阜市の安全、安心なまちづくりに資する団体として、岐阜市が判断する適切な枠組みで位置づけていただくことが必要と考える。</p> <p>地域の安心及び安全は、市民と行政が協働して守るべき公共の価値である。当団体が今後も地道な周知活動を継続し、市とともに安全で秩序あるまちづくりに貢献していくため、下記事項について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>迷惑行為防止条例について、市の広報媒体、地域連携の場、啓発物などを通じて周知を推進すること。</li> <li>当団体を、防犯関連制度、協働制度など市の判断による適切な制度に基づいて、安全、安心なまちづくりに資する市民団体として位置づけること。</li> <li>必要に応じて、岐阜市が当団体の行う啓発活動への協力や情報提供を行う体制を検討すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(資料掲載略)</p>	
結 果	令和8年3月25日 内容を了知する。